



資料 1

17地環第51号
平成17年(2005年)5月9日

長野県環境審議会長 様

長野県知事 田中 康夫



地球温暖化対策について(諮問)

標記について、貴審議会の意見を求めます。

諮問の趣旨

私たちは、利便性や物質的な豊かさを享受するため、化石燃料に依存してエネルギーや資源を大量に消費してきました。その結果、大量の温室効果ガスを排出し、地球上全ての生物の生存そのものが脅かされる地球温暖化を招いています。

このような状況の中で、国では、京都議定書の発効をうけて、削減約束を確実に達成するため、京都議定書目標達成計画の策定準備を進めています。

また、長野県においては、平成 15 年度に「長野県地球温暖化防止県民計画」を策定し、具体的な削減目標に向けた取組みを行っています。

しかしながら、県内の温室効果ガスの総排出量は依然として増加しています。

そこで、本県では、県民の地球温暖化防止に向けた意識向上を図り、県民計画の目標の達成を目指して条例を制定することにしましたので、その内容について、貴審議会の意見を求めます。

長野県環境審議会地球温暖化対策検討会運営要領

（目的）

第1 長野県が、県民の地球温暖化防止に向けた意識向上を図り、長野県地球温暖化防止県民計画の目標を達成するために条例を制定するにあたり、その内容について検討するため、地球温暖化対策検討会（以下、「検討会」という。）を設置する。

（検討会の構成）

第2 検討会は、長野県環境基本条例第29条第2項の規定により任命された専門委員（以下、「委員」という。）で構成する。

（検討事項）

第3 検討会は次に掲げる事項について検討する。

- （1）条例の内容に関する事項
- （2）その他必要な事項

（委員長の選任）

第4 検討会には委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、検討会を代表し、その事務を行う。

（会議）

第5 検討会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 検討会は委員の2分の1以上の出席をもって開催する。

（報告）

第6 検討会は、長野県環境審議会会長に対し、調査検討状況の報告を行う。

（事務局）

第7 検討会事務局は、長野県生活環境部地球環境課に置く。

（その他）

第8 この要領に定めるもののほか、検討会の運営に関し、必要な事項は、検討会において定める。

（附則）

第9 この要領は、平成17年5月12日から施行する。

長野県環境審議会地球温暖化対策検討会スケジュール

区分	17年度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
県	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>条例骨子作成</p> <p>→</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>条例要綱作成</p> <p>→</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>条例案作成</p> <p>→</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>法規審査委員会</p> <p>→</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>議会上程</p> </div> </div>											
環境審議会	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>専門委員設置</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>諮問</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>中間報告</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>報告</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>答申</p> </div> </div>											
環境審議会地球温暖化対策検討会	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>第1回 意見交換</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>第2回 条例骨子 意見整理</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>第3回 条例骨子 意見整理</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>第4回 条例要綱 意見整理</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>第5回 条例要綱 意見整理</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>第6回 条例案 意見整理</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>第7回</p> </div> </div>											
地区説明会(県下4地区)	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>骨子説明会</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>要綱説明会</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>案説明会</p> </div> </div>											
県議会	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>委員会説明</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>委員会説明</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>委員会説明</p> </div> </div>											
関係団体との調整	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>骨子説明会</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>要綱説明会</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>案説明会</p> </div> </div>											
市町村との調整	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>市長会・町村会 説明</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>市長会・町村会 説明</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>市長会・町村会 説明</p> </div> </div>											
意見募集 (県民意見を県HP やFAXなどにより 収集)	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>← 骨子意見募集 →</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>← 要綱意見募集 →</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>← 案意見募集 →</p> </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <p>←————— 意見募集期間 —————→</p> </div>											

長野県環境基本条例(抜粋)

平成8年3月25日 条例第13号

(目次、前文、第1章及び第2章略)

第3章 長野県環境審議会

(設置)

第25条 環境基本法(平成5年法律第91号)第43条第1項及び自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第51条第1項の規定による審議会その他の合議制の機関として、長野県環境審議会(以下この章において「審議会」という。)を置く。

(組織)

第26条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者等のうちから知事が任命する。

(任期)

第27条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第28条 審議会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員が、その職務を代理する。

(特別委員及び専門委員)

第29条 審議会に、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

3 特別委員及び専門委員は、学識経験者等のうちから知事が任命する。

4 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第30条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある特別委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(以下略)